



令和6年2月13日

行田市議会議長
野本 翔平 様

議会運営委員会
委員長 香川 宏行

特定事件の先進市視察結果について（報告）

去る12月定例会市議会において、当委員会に付託された特定事件について、
下記のとおり先進市視察を実施したので、その結果を報告いたします。

記

- 1 日 時 令和6年1月23日（火）～24日（水）
- 2 視 察 市 愛知県刈谷市議会・愛知県大府市議会
- 3 視察内容 別紙のとおり
- 4 参 加 者

委 員 長	香川 宏行
副委員長	田中 和美
委 員	橋本 祐一
委 員	小林 修
委 員	村田 秀夫
委 員	村田 清治
委 員	大屋 彰
議 長	野本 翔平
随 行	大澤 光弘

刈 谷 市 の 概 要

刈谷市は愛知県のほぼ中央に位置し、西三河平野西部にある衣浦湾へ注ぐ逢妻川の下流に面しています。市の中央部には最先端技術を駆使した自動車関連産業の工場が並び、活気に満ちあふれています。また、伊勢湾岸自動車道の刈谷パーキングエリアと岩ヶ池公園を一体的に整備した刈谷ハイウェイオアシスは、連日多くの人でにぎわっています。

古くは刈谷城の城下町として栄え、明治維新のさきがけ・天誅組の総裁松本奎堂や志士宍戸弥四郎、近代では、フェライトの父加藤与五郎など、時代の先駆けとなる多くの人材を輩出してきました。また、国の天然記念物に指定されたカキツバタ群落で有名な小堤西池や緑豊かな洲原公園など、美しい自然環境も守られています。

このような長い歴史の中で、刈谷市は産業と文化が調和したものづくりのまちとして飛躍的に発展してきました。先人の創意工夫とたゆみない努力を受け継ぎ、将来にわたり持続可能な地域社会を形成するため、市民・企業・行政が共に支えあう「共存・協働のまちづくり」を推進し、本市の最上位計画で掲げている将来都市像「人が輝く 安心快適な産業文化都市」の実現を目指しています。

令和５年度一般会計予算 ６３３億６，０００万円

市制施行 昭和２５年４月１日

面 積 ５０．３９㎢

人 口 １５２，９９４人（令和５年１２月１日現在）

議員定数 ２８人（令和５年１２月１日現在）

◎議会運営について

1. 議員定数・会派別議員数等

- 条例定数 28人(現員数27人)
- 会派別 自民クラブ9人 市民クラブ4人 公明クラブ3人
清風クラブ3人 無所属議員の会2人
日本共産党議員団2人 にじいろの会1人 無所属1人
※正副議長は会派離脱

2. 議会構成

- 常任委員会
企画総務委員会(6人) 福祉産業委員会(7人)
建設委員会(7人) 市民文教委員会(7人)
- 議会運営委員会(8人)
- 特別委員会
予算審査特別委員会 決算審査特別委員会

3. 政務活動費

年額1人当たり225,000円(月額18,750円) ※一括払い

4. 議員報酬

議長 590,000円/月 副議長 548,000円/月
議員 487,000円/月 ※委員長・副委員長なし

◎議会改革の主な取組について

1. 議会ICT化研究会

市議会として、市民への情報発信、議員・事務局・執行部の情報共有、議会運営の効率化や活性化に向けて、議会ICT化の在り方等について、調査研究することを目的とし、平成30年11月に設置。(任意の委員会)
メンバーは、全会派から委員を選出し、必要に応じて開催(年7回程度)。

2. タブレット端末について

導入時期	令和4年5月
端末機種	iPad PR012.9インチ(セルラー)
導入台数	34台(うち6台は事務局用)
費用負担	議会費で全額公費負担(リース)
ペーパーレス会議システム	サイドボックス
その他	ライセンス:50人(容量10GB)

○タブレット端末の使用状況

〔通知機能〕

本会議、常任委員会等において、議案書や予算書のページをサイドブックスにて通知し、閲覧している。

〔資料映像の投影〕

タブレット端末を議場のモニターとつなぎ、一般質問の補足資料としてタブレット端末内の資料を議場のモニターに投影している。

〔読み原稿のペーパーレス化〕

議員では、読み原稿をタブレット端末に保存し、本会議、常任委員会においてタブレット端末を活用し、質疑・討論等を行っている。

3. 電子表決システムについて

〔経緯〕

- ・平成 22 年の庁舎建設時に導入した議場システムが 10 年を経過することから、平成 30 年度から更新を検討。
- ・更新するシステムについて、耐用年数が長い「AMX」を用いた議場システム「タッチ議会中継システム」を候補とする。
- ・「タッチ議会中継システム」には、電子表決の機能が備わっていたため、議会 ICT 化研究会で協議した後、議会運営委員会で活用することを決定。

※電子表決を行うに当たり、令和元年 6 月定例会において、刈谷市議会会議規則の一部改正を行い、令和元年 9 月定例会より電子表決の運用を開始。現在は、電子表決ですべて実施している。

〔導入費用等〕

- ・議場システムの更新に合わせて導入しているため、電子表決に係る部分の金額は算出不可。

※議場システム・機器類等の契約金額として 44,820,000 円(税込)。

議場システム全体の保守金額は、年額 188,000 円(税込)。

〔会議規則の一部改正〕

(起立等による表決) ※行田市は第 70 条

第 69 条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員 3 人以上（行田市は 2 人）から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

- 3 第1項及び第76条(簡易表決)ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムによる表決を採ることができる。
- 4 電子表決システムによる表決を採る場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

[導入のメリット]

- ・議員の賛否が見える化されたことにより、分かりやすい議会運営に寄与している。
- ・議長が表決を締め切るまでは、賛否の変更を可能としているが議案を誤認し賛否を誤った場合は、変更できない取扱いとしている。(申し合わせ事項として議会運営委員会で決定)

4. 議会基本条例について

[制定までの経過]

平成 23 年 2 月	議会基本条例研究会を設置
平成 23 年 12 月	議会基本条例検討特別委員会を設置 (全 26 回委員会を開催)
平成 25 年 9 月	議会基本条例を制定

○目的

- ①議会の活性化
- ②市民に開かれた議会
- ③市民に信頼される議会

○議会の活動原則

- ①市政運営の監視
- ②政策立案及び政策提言
- ③市民に開かれた議会
- ④市民の関心を高める議会運営

○議員の活動原則

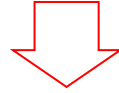
- ①積極的な議論
- ②公正かつ誠実な活動
- ③情報収集と発信及び政策立案能力を高める研鑽
- ④適切な判断や助言及び政策提言

○報告会の実施についての検討

議会報告会の実施について、各委員からは以下の意見が出された。

- ・市民は議会との距離が縮まることを願っている。

- ・議会報告会を行うことで、市民の満足度が上がっている。
- ・議会で決まったことを報告するのであれば、議会だよりと何が違うのか。
- ・議会というよりも、個人、会派、党などの報告会を充実させる方が重要。



議会報告会を実施することは明記せず、「**多様な媒体を用いて、議会に対する市民の意思の把握及び市民への情報提供に努めなければならない。**」と規定。

○条例の見直し

必要に応じて、条例の目的が達成されているかどうかを検証するとともに、検証の結果、この条例を含め議会関係条例等を見直しが必要と認められる場合は、適切な措置を講ずることとした。

〔議会基本条例に関する主な取組〕

- ・電子表決の実施
- ・一般質問におけるタブレット端末を活用した資料提示
- ・政務活動費の領収書の公開
- ・請願提出者の意見陳述
- ・子ども向け「かりやっこページ」の作成（業者委託）
- ・反問権の行使（条例制定後4回（市長・副市長））

5. 地方自治制度学習（中学生議会）

〔経緯〕

平成12年度に市政施行50周年事業として「子ども議会」を開催、平成22年度の市制施行60周年の際に、「子ども議会」の実施を検討した結果、参加者が限られるより、より多くの生徒に参加してもらってはどうかとの意見があり、平成23年度から地方自治制度学習事業として実施することとなった。

〔概要〕

市内全中学校3年生の生徒全員が議場を見学し、議会制度に関する講義（30分）及び議事体験学習（30分）を受講する取組を毎年度10月下旬か11月上旬にかけて実施している。

（令和5年度実績：37クラス 約1,300人）

〔目的〕

公民の授業の一環として実施するもので、議場を見学し、議会制度に関する説明を聞くことで、市民の暮らしをより良くするための地方自治の取組を理解してもらう。

〔生徒の感想：一例〕

- ・実際に話し合うことによる議論の難しさや、議員が私たち市民のことをとてもよく考えてくれていることがわかった。
- ・今の自分にとって市議会は全く関係ないものと思っていたが、私たちの生活に関係する身近なものであることがわかった。

6. 議員間討議（申し合わせ事項）

議会基本条例第12条第2項に基づき、「議会は、委員会において議案等の審査を行うに当たり、必要に応じて、委員相互間の自由討議を行う機会を設けることができる。」（根拠）

討議を行う場は、委員会。（予算及び決算審査の分科会を含む）

討議の対象は、議案とし、討議を希望する委員は、議案説明に対する質疑等において討議を発議する。なお、議員間討議は、質疑等が終了した後に行うこととする。

討議中は、執行部は在席しないが、傍聴については可とする。

7. 主な質疑

Q：議案書等のペーパーレス化の現状について。

A：令和6年6月定例会よりすべてペーパーレス化となる予定である。

なお、予算書・決算書等についても同様の扱いとなる。

Q：議案説明の際、タブレット端末の画面は同期化しているのか。

A：事務局職員の操作により同期化で対応している。

Q：資料映像の投影について、申請などの手順等はあるのか。

A：著作権やデータ内容などを事前にチェックするため、使用する2日前までに議長へ申請。

Q：議員間討議について、どのような目的・効果を期待しているのか。

A：議会基本条例の制定に向け、他市議会の条例等を参考にし、刈谷市議会としてどうするか対応を協議した。現時点では活用実績はない。

Q：参考人制度、公聴会などの活用実績はあるのか。

A：議会基本条例制定以降、活用実績はない。

Q：議会基本条例の必要性について、事務局としてはどう考えるか。

A：議員としての理念を盛り込んでいるものとする。

大 府 市 の 概 要

大府市は「棧敷の貝塚」や「高山古墳」などの遺跡から考えて、縄文時代から人が住んでいたことがわかります。

地名の起こりはその昔、村人たちが都の高官七津大夫という人を、「大夫さま」と尊称していたことから徳を慕って「大夫」となり、その後、伊勢神宮の大符を村へ納めたのにちなんで「大符村」に改称したといわれ、これがいつからか「大府村」になったようです。

室町時代から戦国時代にかけては、このあたり一帯も戦場になったことが、桶狭間や石ヶ瀬の古戦場、そのほか城や砦の跡が地名として残っていることから容易に想像できます。

江戸時代に入って、東海道五十三次の宿場として、知立、鳴海が栄えたころ、半月村、吉川村、長草村、八ツ屋新田など当時の村は鳴海陣屋の管轄を受け、純農村として徐々に発展を続けながら明治を迎えました。

明治元年には、大府村をはじめ 16 カ村でしたが、部分的な合併、分離を経て 7 ヶ村に、明治 39 年、その 7 ヶ村が合併して大府村となり、現市域が確定しました。明治 19 年に武豊線が開通、翌 20 年には大府駅が営業を開始、さらに翌 21 年には東海道本線が開通し、東海道本線と武豊線の分岐点として、今日の発展につながるれい明をもたらしました。

令和 5 年度一般会計予算	3 6 1 億円
市制施行	昭和 4 5 年 9 月 1 日
面 積	3 3 . 6 6 km ²
人 口	9 3 , 0 7 8 人 (令和 5 年 1 2 月 1 日現在)
議員定数	1 9 人 (令和 5 年 1 2 月 1 日現在)

◎議会運営について

1. 議員定数・会派別議員数

- 条例定数 19人（現員数19人）
- 会派別 親和クラブ9人 市民クラブ4人 公明党2人
無所属クラブ2人 日本共産党1人 無会派クラブ1人

2. 議会構成

- 常任委員会
総務委員会（7人） 厚生文教委員会（6人）
建設産業委員会（6人）
- 議会運営委員会（7人）
- 特別委員会
設置していない

3. 政務活動費

年額1人当たり180,000円（月額15,000円） ※一括払い

4. 議員報酬

議長 545,000円／月 副議長 492,000円／月
議員 458,000円／月 委員長 468,000円／月 ※副委員長なし

◎議会活性化の取組について

1. 議会のICT化について

- タブレット端末（貸与）

導入時期	令和元年12月
端末機種	富士通 ARROWS Tab Q739/AB(Windows10) モニター：13.3インチ
導入台数	19台
費用負担	議会費ではなく総務費で計上
通信環境	職員用の無線LAN（LGWAN系）を使用

- ペーパーレス化の状況

〔議案〕

一部を除き、紙媒体も継続して使用している。

〔会議資料ほか〕

①議案以外の議会の会議資料

※原則として、会議の前日までにグループウェア上で配布。

②執行部からの提供資料、行事案内等は原則、電子媒体での配布のみとしている。

○オンライン視察・オンライン研修会

〔政務活動費に関するもの〕

法的・技術的課題を理解し、「大府市議会政務活動費に関する申し合わせ事項」を見直した。

調査研究費・・・現地調査を行うことが困難な場合に、オンライン方式で代替する場合も含むものとする。

研 修 費・・・現地会場で受講することが困難な場合に、オンライン方式又は録画・録音で代替する場合も含むものとする。

※その他として

- ・ 現地調査等と同様に、事前の計画書、事後の報告書を提出する。
- ・ オンライン方式で代替する場合の手土産の送付については、各会派の判断とするが、手土産及びその送料は、私費対応とする。
- ・ クレジットカードによる決済方法しか存在しない場合は、個人のクレジットカードによる支払いも可とする。

〔メリット〕

- ・ 移動に時間が掛からないので、日程の都合により参加できなかった研修等にも参加できる可能性が広がる。また、後日、録画映像等を視聴できる研修であれば、同様に参加できる可能性が広がる。

〔デメリット〕

- ・ オンライン研修は、ワークショップのような小規模の研修には向いていないが、大規模な講演型の研修の代替え手段に向いている。
- ・ 講師側の環境や受講者側の環境によっては、個々の受講者の反応がつかみにくいことがある。

○オンライン委員会

令和2年度以降、継続して調査研修を行っているが、説明員など参加者が多いこと、特に採決等に関し課題が多いことなどから、オンライン委員会の開催を可能とする委員会条例の改正は行っていない。

○オンライン協議等の場

委員会と異なり、議員・事務局だけで完結する会議、採決を伴わない会議、一般傍聴を想定しない会議などは課題が少ないと考える。

会派代表者会議などの「協議等の場」をオンラインによる方法で開催することができるよう、会議規則の一部改正を行った。（実績ゼロ）

- ①新型インフルエンザ等感染症その他重大な感染症のまん延が生じた場合。
- ②災害等の場合（台風の接近その他の災害が発生するおそれがある場合を含む）

2. 常任委員会のテーマ活動について

平成 23 年度から議会改革・活性化特別委員会を設置して、議会活性化の諸方策を検討・実施してきた。

その中で、常任委員会の活性化と機能強化を図るため、平成 25 年度から、委員会ごとに年間テーマを決定し、テーマ活動の一環と位置付けた。

時期（目安）	内 容	
5 月～6 月まで	年間テーマの決定	委員会の所管事項の中からテーマを決定。
任意	勉強会・研修会の開催	委員間で認識を共有する必要がある場合には、委員勉強会（委員派遣）を行う。
7 月～8 月まで	市内関係団体等との情報交換会の実施	市内の関係者、団体等と情報交換会（委員派遣）を行う。
10 月～11 月まで	行政視察	当該テーマに係る調査を 1 ヶ所以上行う。
随時	委員意見交換会の開催 議員意見交換会の開催	市内関係団体等との情報交換会や行政視察を実施したときは、随時、委員間で討議をする。調査期間中、少なくとも 1 回は、委員以外の議員の意見を聴く場を設ける。
1 月～4 月まで	報告書の提出	調査結果については、報告書に取りまとめ、議長に提出する。なお、市政への提言を含むことができる。
任意	議案等の提出	調査の結果、適当と認めるときは、条例、意見書等の議案を委員会から提出する。
5 月	本会議での報告（市長への送付）	報告書は、本会議において、その概要を報告した後、議会の了承を得て、議長から市長に送付する。
<次年度> 2 月～3 月まで	対応状況の確認	報告書に対する執行部の対応については、次年度の当初予算審議の前に説明。

○常任委員会等の実施状況（令和５年度）

各常任委員会等	調査事項（テーマ）
総務委員会	協働のまちづくりについて
厚生文教委員会	子供の多様な学びについて
建設環境委員会	中心市街地の活性化について
議会運営委員会	I C T 化の推進について

○テーマ活動による主な効果

①大府市中小企業の振興でまちを元気にする条例

委員会による「政策提言」がきっかけとなり、市長部局での検討を経て、平成 27 年 3 月定例会に市長から提案され成立。

②大府市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例

議員の長期欠席について、近隣自治体で見受けられたため、何もないうちに制定しようとの意見でまとめ、議会運営委員会で集中的に調査研究を行い、平成 29 年 3 月定例会に議会運営委員会から提出され、全会一致で可決・成立。

<主な内容>

(1)議員が、連続して 90 日を超えて欠席した場合に、議員報酬の一部を減額する。

①91 日～455 日 20 パーセントの減額

②456 日～ 40 パーセントの減額

※減額率は一般職の職員の例を参考に定めた。

(2)議員が刑事事件で逮捕、勾留など身体的拘束の処分を受けた場合は、議員報酬の一部を一旦停止し、有罪の場合は、支給しないこととする。

③「健康都市おおぶ」みんなの健康づくり推進条例

子どもから高齢者まで全ての市民が健康で活気あふれるまち「健康都市おおぶ」を実現するために、市民の健康づくりを推進する条例を制定すべきであるとの認識で一致。平成 29 年 3 月定例会に厚生文教委員会から提出され、全会一致で可決・成立。

○テーマ活動に対する評価（主なもの）

- ・委員間討議が活発になり、他の議員の考え方や意見を聴くことができるようになった。
- ・議員の資質向上に役立ち、議会の活性化につながってきている。
- ・市政についての問題を掘り起こしする機会ができた。
- ・関係団体との交流の場は、「生の声」が伺え、勉強になる。
- ・現場の声や考えを聴くことで、問題点や改善すべき点がわかる。

3. 危機対応及び事業継続（BCP）について

○議会の活動原則と業務継続計画の策定

議会は、想定を超えた大規模災害やこれまで経験したことがない非常事態等が発生したときにおいても、二元代表制のもと、市長等と常に緊張ある関係を保ち、事務執行の監視・評価と市民福祉のための政策提言を行うという活動原則は何ら変わることはない。また、市内の状況に即しつつ、議事機関として、議会を可能な限り適正かつ公正に運営しなければならない。

そのために、平時から様々なケースを想定して、大府市議会業務継続計画を策定する。

○業務継続計画の位置づけ

名称	内容
大府市議会危機対応要綱	議会及び議員の危機対応に関する基本的事項を定めるもの
大府市議会業務継続計画	要綱に基づき、議会の危機管理全般を整理し、議事機関としての業務継続の手順・手続をまとめたもの (1)議会運営マニュアル (2)議員の行動マニュアル
大規模災害に備え行動する議員宣言 (セルフチェックリスト)	危機発生時に市議会議員としての職務を果たすことができるよう、日頃から危機の発生に備えておくもの

4. 主な質疑

Q：危機対応要綱では、警報が発表されたと同時に、自分の地域の「災害対策支部」に議員も参集するとあるが、議員のいない地域の対応は。

A：あくまでも自分の地域に参集するもので、議員のいない支部もある。

Q：テーマ活動に関し、常任委員会の任期を1年としている理由は。

A：議員の任期4年のうちに、全ての常任委員会を経験できること等に重きを置いて、任期1年を継続している。

Q：オンライン視察・研修会に関し、どのように考えるか。

A：意見交換のみとなってしまう、なかなか記憶に残らない。

Q：議員活動が非常に多いと思うが、事務局の体制はどうなっているのか。

A：現員数10名で、1局1課で対応している。テーマ活動は忙しい。